

Interactive Training Communication—Japan

カウンスル No. 4 会則

(2026年4月14日 修正)



細 則

(2019年4月2日 修正)

2026年

<附記—ITC-J会則 2018より転記>

International Training in Communication(インターナショナル トレーニング イン コミュニケーション 略称 ITC) は、2017年7月開催の世界大会において、ITC 国際役員会提出の「ITC を解散する」旨の決議案を採択し、解散した。これに先立ち、ITC 日本リージョン第35期年次大会において「ITC 国際役員会が提出した決議案の結果の如何に拘わらず日本リージョンはこの組織を継続する」旨の役員会勧告が採択され、2017年8月1日、新組織の発足に至った。

<註記—ITC-J会則 2018より転記>

組織の名称：Interactive Training in Communication-Japan (インタラクティブ トレーニング イン コミュニケーション—ジャパン 略称 ITC-J)とする。2018年1月1日より有効。

組織の年数：期については、ITC の経過年数を加味し、これを継続するものとする。

目 次

<会則>		ページ
第 1 条	名称と所在地	1
第 2 条	目的	1
第 3 条	会員	1
第 4 条	カウンスルの創設・再設定・解体	1
第 5 条	会計年度と財務	1
第 6 条	選出役員	2
第 7 条	指名と選挙	3
第 8 条	任命役員	4
第 9 条	会合と投票	4
第 10 条	役員会	5
第 11 条	委員会とその任務	5
第 12 条	議事運営法の典拠	6
第 13 条	会則と細則	6
<細則>	1・2

Interactive Training in Communication-Japan

カウンスル No.4 会則

第 1 条

1. 名称と所在地

- 1.1. 名称 このカウンスルは Interactive Training in Communication-Japan ((インタラクティブ トレーニング イン コミュニケーション ジャパン)(以下、ITC-J とする)に所属し、カウンスル No.4 と称する。
- 1.2. 所在地 当カウンスル No.4 の所在地は、当該期のカウンスル No.4 会長の住所とする。

第 2 条

2. 目的 このカウンスルの目的は：

- 2.1. クラブと ITC-J 役員会との仲介役となり、ITC-J の枠組みを支えること。
- 2.2. 質の高い訓練を促進し、指導力を養成すること。

第 3 条

3. 会員

- 3.1. このカウンスルの会員は、所属するクラブの会員で構成される。
- 3.2. 会員の移籍 受け入れクラブの了承があれば、会員はクラブを移籍できる。受け入れクラブが ITC-J 役員会に移籍を報告する。クラブとカウンスルの移籍があればカウンスルの、在籍月数に応じて納入した会費を按分して会計が移籍先へ送金し、差額は移籍先で精算する。

第 4 条

4. カウンスルの創設・再設定・解体 ITC-J 役員会はカウンスルの創設・再設定・解体を関係するカウンスル役員会と共に調整する。その場合、ITC-J 役員会が最終的な承認を与える。関係するカウンスル役員会は最終決定の前にカウンスル内のクラブと協議し、過半数の賛成を得ておく。

第 5 条

5. 会計年度と財務

- 5.1. 会計年度 このカウンスルの会計年度は、8 月 1 日から翌年の 7 月 31 日までとする。
- 5.2. 独立会計 このカウンスルは独立会計とする。
- 5.3. 年会費 このカウンスルの年会費は、細則の定めるところとする。

- 5.4. 負担金 負担金の徴収はカウンスル会合での 2/3 の賛成を得て認められる。
- 5.5. 登録費 カウンスル会合の登録費は、細則の定めるところとする。
- 5.6. 経費 カウンスルの経費は、予算に基づき、カウンスルの承認で支払われる。
仮払いについては、その必要条件を細則に定める。

第 6 条

6. 選出役員

6.1. 選出役員

- 6.1.1. このカウンスルの選出役員は、会長、第一副会長、第二副会長、書記及び会計とする。
- 6.1.2. カウンスル選出役員はその任期中、クラブ正会員の資格を保持する。
- 6.1.3. カウンスル選出役員はその任期中、ITC-J 選出役員を兼任できない。

6.2. 選出役員の任務

6.2.1. 会長は：

- 6.2.1.a. カウンスル内のクラブを援助する。
- 6.2.1.b. すべてのカウンスル会合及び役員会の議長を務める。
- 6.2.1.c. カウンスル役員会の承認を得て、任命役員と常任委員会、又必要に応じて指名委員会を除く特別委員会を任命する。
- 6.2.1.d. 指名委員会以外の、すべての委員会の職権上の委員を務める。
- 6.2.1.e. カウンスル会報の発行等、カウンスル活動の全般的な監督をする。

6.2.2. 第一副会長は：

- 6.2.2.a. 会長が欠席、または要請がある場合には議長を務める。
- 6.2.2.b. プログラム・教育委員会の委員長を務める。

6.2.3. 第二副会長は： 会員委員会の委員長を務める。

6.2.4. 書記は：

- 6.2.4.a. カウンスル会合と役員会の議事録草稿を作成する。カウンスル会合の議事録草稿は所属クラブのカウンスルへの派遣員に 14 日以内に送付する。
議事録草稿は承認を得て議事録となる。署名して保存する。
- 6.2.4.b. 会長またはカウンスル役員会の指示に従い通信事務を行う。
- 6.2.4.c. クラブ役員と会員の名簿を保持し、要請に応じて配布する。
- 6.2.4.d. カウンスルの永久保存の公式記録となる役員会年次報告書を最終会合のために編集する。

6.2.5. 会計は：

- 6.2.5.a. 会費その他の費用を徴収し、カウンスル名義の口座に預金をする。
- 6.2.5.b. カウンスルの経費を、第 5 条 5.6.によって支払う。
- 6.2.5.c. すべての収入及び支出を記録し、カウンスル会合ごとに会計報告書を準備する。

6.2.5.d. 会計年度末及びカウンスル役員会の要請により、会計監査を受ける。

6.2.5.e. 予算・財務委員会の職権上の委員となる。

6.3. 一般的任務

6.3.1. 各役員はカウンスル役員会の要請に応じて その他の任務を行う。

6.3.2. 各役員は年間報告書を作成する。

6.3.3. 各役員の引継ぎ書類などは、会長の指示の下に 8 月 1 日までに後任者に引き渡す。

第 7 条

7. 指名と選挙

7.1. 指名 指名委員会は：

7.1.1. 異なったクラブに所属する 3 名の正会員によって構成され、カウンスル役員選挙の 60 日前までに選出される。指名委員候補者は、原則として全てのクラブから最低 1 名指名されるものとする。

7.1.2. カウンスルの役職に対し、所属クラブからの推薦指名を要請する。委員会は資格のある会員を役職の候補として積極的に探すことができる。

7.1.3. 各候補者から就任承諾書を得ておく。

7.1.4. 候補者名と資格を載せたリストを選挙の 30 日前までに所属クラブに配布する。

7.2. 役員候補者の追加指名 カウンスルへの派遣員は会合でカウンスル役員候補者を追加指名することができる。ただし、候補者がその役職の必要条件を満たし、就任承諾書がある場合に限る。

7.3. 必要条件 すべての役員は：

7.3.1. 所属クラブの正会員であること。

7.3.2. クラブ選出役員を経験した者であること。

7.3.3. 所属するクラブより推薦されること。

7.4. 役員の選挙

7.4.1. 役員選挙は、ITC-J 大会に先立つカウンスル会合で行う。役員就任式は、最終会合において行う。

7.4.2. 選挙は無記名投票によって行われるが、候補者が役職に対して 1 名しかいない場合は、その役職に対しては、口頭採決で行ってもよい。

7.4.3. 役員はすべて過半数を得て当選とする。過半数に満たない場合は、投票数の最も少ない候補者を除き、投票を続ける。

7.5. 任期

7.5.1. カウンスルの役員は、1 年を任期として選出されるが、同一役職に連続して 2 年を超えて務めることはできない。

7.5.2. 役員の任期は、上記1もしくは、後任者が役職に就くまでとする。しかし、役員辞任、死去、または事前通告された解任の動議がカウンスル会合で2/3の賛成で採択された場合には、任期を終了する。

7.6. 欠員 カウンスル会長が欠員になった場合は第一副会長が会長に就任する。
他の役員の欠員はカウンスル役員会の2/3の賛成で補充される。

第8条

8. 任命役員

8.1. このカウンスルの任命役員は、議会議長役員、編集者およびCLO(コミュニケーションリエゾンオフィサー)とする。

8.2. 任命役員の任務

8.2.1. 議会議長役員は：

8.2.1.a. 要請に応じて会長及び会員に、議事運営手順について助言する。

8.2.1.b. カウンスル役員会からの要請があれば、カウンスル役員会に出席する。

8.2.1.c. カウンスル議事会議に出席する。

8.2.2. 編集者は：

会長の監督の下でカウンスル会報を編集する。会報の様式、発行については細則に定める。

8.2.3. CLO は：

ITC-J、カウンスル、クラブの間の連携を深める責任を有する。

8.2.4. 一般的任務

8.2.4.a. 各役員はカウンスル役員会の要請に応じて、その他の任務を行う。

8.2.4.b. 各役員は年間報告書を作成する。

8.2.4.c. 各役員の引継ぎ書類などは、会長の指示の下に8月1日までに後任者に引き渡す。

第9条

9. 会合と投票

9.1. 会合 カウンスル会合の回数は細則に定めるところとする。

9.2. 会合の目的 カウンスル会合の目的は： 役員を選出、報告の受理など議事の処理、教育セッションの提供、スピーチコンテスト及びクラブ役員と委員会のための運営研修会の実施、並びに会員の交流を目的とする。

9.3. 投票 このカウンスルの投票方法は：

9.3.1. 所属クラブは一票の投票権を持つカウンスルへの派遣員1名、又は派遣員が欠席の場合には代理人を、カウンスル会合に送ることができる。

9.3.2. いかなる会員も2つ以上のクラブの派遣員又は代理人を務めることはできない。

9.3.3. カウンスルへの派遣員に限り、カウンスル会合において、動議の提出、役員候補者の追加指名、あるいは投票の権利を有する。

ただし、発言権はカウンスルに所属する全会員に与えられる。

9.4. 定足数 カウンスル会合の定足数は所属クラブの過半数により成立する。議事を通信で行う場合には、所属クラブの 2/3 をもって定足数とする。

第 10 条

10. 役員会

10.1. 構成 役員会は選出役員により構成される。

10.2. 会合 役員会会合は会長の招集によって開催される。会長が招集しない場合には、2 名以上の役員によって役員会を招集することができる。

10.3. 権限 カウンスル会合から次の会合までの間に処理の必要な事務事項が生じた場合には、出席役員会あるいは、通信による役員会で処理することができる。ただし、カウンスルへの派遣員の追認を得る。

10.4. 定足数 役員会は、過半数をもって定足数とする。

第 11 条

11. 委員会とその任務

11.1. 常任委員会 このカウンスルの常任委員会は、会計監査、予算・財務、会則・決議、会員(広報、増設を含む)、プログラム・教育、スピーチコンテスト、ウェブサイト・歴史である。

11.2. 常任委員会の任務

11.2.1. 会計監査委員会は：

会計年度末及びカウンスルあるいはカウンスル役員会の要請がある場合、会計監査を行い、カウンスル役員会に報告書を提出する。

11.2.2. 予算・財務委員会は：

11.2.2.a. 予算案をたて、第 1 回カウンスル会合に提出してカウンスルの承認を得る。

11.2.2.b. 年度半ばで予算を見直し、必要があれば補正予算案を作成する。

11.2.3. 会則・決議委員会は：

11.2.3.a. ITC-J 大会で採択された結果生ずる必須の変更をカウンスル会則に加える。

11.2.3.b. 所属クラブ、カウンスル役員会および委員会に、カウンスル会則及び細則に対する修正案と決議案提出を依頼し、投票日の 50 日前までに受領する。

11.2.3.c. 修正案と決議案を調整し、カウンスル役員会と所属クラブに、投票日の 40 日前までに送付し事前通告とする。

- 11.2.3.d. 事前通告された修正案と決議案を、カウンスル会合に提出する。
- 11.2.3.e. カウンスル書記及び議会法規役員と共に採択された変更を確認し、その変更をカウンスル会報に掲載するか、もしくは電子的手段で配布する。
- 11.2.3.f. 意図を反映させるために必要な場合、意味を変更する結果にならないければ、条項および項目の表記、句読点および参照を直し、その他適応させるための校正上の変更をする権限が与えられる。
- 11.2.4. 会員(広報、増設を含む)委員会は：
 - 11.2.4.a. 広報、増設および会員の維持・増強のために、委員長の調整の元、活動を行う。
 - 11.2.4.b. 会員の維持と増強についてクラブを援助する。
- 11.2.5. プログラム・教育委員会は：
 - 11.2.5.a. カウンスル会合において教育的なプログラムを計画する。
 - 11.2.5.b. クラブ役員及び委員会に対し研修会を計画する。(クラブ運営研修会)
- 11.2.6. スピーチコンテスト委員会は：

ITC-J スピーチコンテスト規則に従って、カウンスルスピーチコンテストを行う。
- 11.2.7. ウェブサイト・歴史委員会は：
 - 11.2.7.a. ウェブサイト・歴史委員会はカウンスルNo.4のホームページに対して責任を持つ。
 - 11.2.7.b. ウェブサイト・歴史委員会は年間のカウンスル活動の公式記録を作成する。
- 11.2.8. 一般的任務
 - 11.2.8.a. 各委員長は年間報告書を作成する。
 - 11.2.8.b. 各委員会の引継ぎ書類などは、会長の指示の下に8月1日までに後任者に引き渡す。
- 11.3. その他の委員会 カウンスル役員会は必要に応じてその他の委員会を設け、その他の任務を割り当てる。

第12条

12. 議事運営法の典拠 本会則に明記されていない手順及び議事法上のすべての疑問については、ロバート議事規則新改訂版(最新版)が適用される。

第13条

13. 会則の修正

- 13.1. このカウンスルは、ITC-J 会則に矛盾しない独自の会則を採択し、それによって運営される。
- 13.2. 会則修正には、第 11 条 11.2.3.b.および c に定める手順により事前通告が必要である。会則修正案は、カウンスル会合において 2/3 の賛成で、通信による場合には所属クラブの 2/3 の賛成で修正される。
- 13.3. ITC-J 会則が修正され、それに対応して本会則の修正が必要な場合、あるいは ITC-J 会則と矛盾が生じた場合には、本会則は ITC-J 大会の投票により採択された結果に従って、自動的に修正される。

ITC

採択 1988 年 10 月 4 日 (ITC カウンスル No.4 設立時)

ITC-J

採択 2018 年 4 月 1 日 (ITC-J 発足時 カウンスル No.4)

修正 2018 年 6 月 26 日

修正 2023 年 4 月 24 日

修正 2023 年 7 月 31 日

修正 2025 年 11 月 18 日

修正 2026 年 4 月 14 日

Interactive Training in Communication-Japan

カウンスル No.4 細則

1. 会合の回数および日程および中止
 - 1.1. 会合の回数および日程は役員会で決定し、原則的に8月1日までにクラブへ通達される。
 - 1.2. 非常時における会合中止は役員会で決定し、各クラブに通達される。
 - 1.3. 中止した場合の登録費返却についてはその期の役員会に一任する。

2. 年会費
 - 2.1. 年会費はカウンスル会報代を含み、一人につき4000円をクラブに所属の者はクラブを通じて支払う。
 - 2.2. このカウンスル内の重複会員は、カウンスル年会費は1名分を最初に入会したクラブを通じて支払い、カウンスル会報は1冊のみを受け取る。
 - 2.3. 年会費は8月1日までに支払うものとする。8月14日以降は滞納となる。この組織への入会者はクラブに会員の申請をした月から、その会計年度の終わりまで月割りで計算した会費を支払う。

3. 登録費

カウンスル会合の登録費は、役員会が決定する。カウンスル会合は原則として当日の登録費で運営する。ただし、カウンスルの承認を得て通常会計から補助をすることができる。

4. 交通費
 - 4.1. 役員及び委員長と委員の任務遂行に関する交通費を補助する。
 - 4.2. CMT に出席の役員と委員長またはその代理人に交通費を補助する。
 - 4.3. ITC-J 大会スピーチコンテスト出場者には交通費が支払われる。
 - 4.4. 上記3項は、新幹線及びその他の交通機関利用の最低交通費が予算内で支払われるものとする。

5. 仮払い必要条件
 - 5.1. 予算科目の予算額の範囲内であり、例年の費用として支出されていること。

- 5.2. 予算案がカウンスル会合で承認前の場合には、その予算案は役員会で承認されていること。
- 5.3. 上記項目を満たした場合、役員会の承認により支払われる。

6. 会報

カウンスル会報の発行様式は、役員会がこれを定める。会報誌の印刷発行もしくはホームページへの掲載等の電子的手段によるものとする。

7. 慶弔

所属する会員の弔事の際には、所属クラブ役員からの連絡を得て、メッセージを送る。

8. 指名委員

指名委員は過去最低 5 年間正会員であること。

9. 修正

これらの細則は、事前通告があればカウンスルの過半数により修正される。事前通告がない場合は 2/3 の賛成で修正される。また、通信による場合にはすべての所属クラブの 2/3 の賛成により修正される。修正案の提出は、カウンスル No.4 会則第 11 条 11.2.3. に定める手順を適用する。

ITC

採択 1988 年 10 月 4 日 (ITC カウンスル No.4 設立時)

ITC-J

採択 2018 年 4 月 1 日 (ITC-J 発足時 カウンスル No.4)

修正 2019 年 4 月 2 日